

いじめ防止基本方針

令和7年度 大田市立朝波小学校

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

(1) ねらい

本校では全ての職員が「いじめは重大な人権侵害である。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントに取り組む。

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 4 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種関係機関との連携を図る。
- 5 学校と保護者とが協力して、いじめの解決を図る。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 未然防止の取組

(1) 校内体制の整備

いじめ防止等のため校内に専門の委員会「朝波小学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

「朝波小学校いじめ防止対策委員会」

構成員 **校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭**

必要に応じて外部機関と連携する（東部児童民生委員、SC、PTA 会長等）

(2) 児童の実態把握と子ども理解の深化

- ①全職員による児童の様子の日常的な観察を行う。
 - ・業間休み、昼休みなど児童の様子を観察する。
- ②生徒指導職員会議で、各学級の気になる児童の情報を共有する。
 - ・定期的に子どもを語る会を開き、各学級の様子を話す。また、管理職、担任外の教職員からも情報を伝える。
- ③児童の悩みを一刻でも早く把握するため、情報収集を行う。
 - ・学校生活に関するアンケート、アンケートQ-U
 - SCの活用、日記、連絡帳を通して

(3) 学力保障・向上

- 一人ひとりが活躍できる教育活動を展開する。
- ・読み、書く、計算の基礎・基本の定着を図る。
 - ・授業では、具体物等を準備し、児童の興味・関心を高める。
 - ・学校司書（学びのサポーター）、司書教諭と連携し、主体的な学習活動を推進する。
 - ・キャリア・パスポートを活用し、一人ひとりに自己の個性や成長を見つめることができるしくみを作り、各教科等で求められる資質・能力を身につけさせる。

(4) 集団づくり

人とつながる喜びを味わう体験活動を展開する。

- ・異学年や縦割り班による活動を充実する。
- ・波根・朝山・富山のひと・もの・ことに出会う活動を学期に1回は実施する。
- ・波根、富山の地域コーディネーターと連携した授業の展開を行う。

(5) 児童のいじめ問題に対する理解といじめ解消に向けた実践力育成

いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ・学期に1回「あさなみ人権週間」を設け、児童の人権感覚を育む。
- ・特別の教科「道徳」を週1時間必ず確保し、道徳教育の充実を図る。
- ・学級活動において、インターネット・SNS等の望ましい活用を指導するなど情報モラルの向上に努める。

健やかな心身を育み、自立した生活を過ごさせる。

- ・「自分のことは自分でやる」を合い言葉に、保護者と連携し、基本的生活習慣の確立を図る。(元金貯金など)
- ・健康な体、健やかな精神を育むため、体力向上の推進を図る。
(業間運動、のびのびタイム、マラソン記録会 など)

(6) 職員研修

- ・年に1回以上いじめ防止に関する職員研修を行い、職員の人権意識を高め、一人ひとりの資質能力の向上を目指す。
(地域の保育所と連携し、職員研修を行い、幼児期理解に努める。)

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 校内体制の整備

- ・「朝波小学校いじめ対策委員会」や「子どもを語る会」を定期的で開催し、子どもたちの様子を話し合い、課題や課題解決への取組について共通理解を図る。

(2) 早期発見の手立て

- ・きめ細やかな児童観察

担任は日頃から児童とのコミュニケーションを図る。その手立てとして、日常的な児童観察を行うほか、日記指導等も活用する。気になる様子や日記の記述等がある場合は、速やかに生徒指導主任へ報告し、対応策を検討する。

- ・教育相談の充実

学期に1回は教育相談の期間を設け、児童と担任とがじっくりと話ができる機会を確保する。また、児童の希望により場合によっては担任外の職員とも相談できる機会を設ける。

- ・いじめに係るアンケートの実施

学期に1回教育相談の期間に合わせ、児童に生活アンケートを行う。児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。

(3) 保護者、地域との連携

学校だより、学級だよりを発行することにより、日頃から学校での児童の様子を保護者、地域へ知らせるようにする。特に、保護者へは連絡帳を通して情報を双方向で取り、連携を深める。また、気になる様子があれば速やかに電話や家庭訪問を行い、課題解決を図る。

4 いじめ発生時の対処

(1) 校内体制 朝波小学校いじめ防止対策委員会 (詳細は別紙参照)

(2) 教育委員会への報告

いじめを発見した場合、教育委員会へ報告し、早急に「朝波小学校いじめ防止対策委員会」を開き、組織的な対応を行う。

(3) 対処の手順

○事実関係の把握

- ・担任だけで抱え込まず、校長を中心として組織で対応する。
- ・的確な役割分担をして、いじめ解決に向けて行動する。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- ・緊急に「朝波小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、対応を協議する。

○関係者への対応

①被害者児童に対して

- ・身の安全を最優先に考える。
- ・親身な指導、悩みを受け止めて支える。
- ・指導の記録(個人情報・人権への配慮)

②いじめた児童に対して

- ・いじめは許されないという毅然とした指導
- ・指導の記録(個人情報・人権への配慮)

③いじめを知っている児童に対して

- ・傍観者の立場にいる児童も、いじているのと同様であるという指導

④当該保護者(加害・被害)に対して

- ・指導の経過の報告、家庭の様子を確認

○指導、支援、働きかけや取組に対する評価、検証と改善

学校評価において、児童アンケート、保護者アンケートなどをもとに教職員による評価を行い、取組の検証と改善を図る。

○他の保護者への説明の必要性の判断とその実施

「朝波小学校いじめ防止対策委員会」において、いじめの調査結果より他の保護者への説明の必要性が生じた場合、速やかに保護者会を開催し、いじめに関する事実を伝え、いじめ解消に向けての協力を求める。

○背景や学校の課題等の分析

「朝波小学校いじめ防止対策委員会」において、いじめが起こった原因、背景を分析し、より有効な対策を協議する。また、今まで取り組んできた「未然防止」「早期発見」の取組を見直したり、いじめ防止の校内体制を強化したりする。

○再発防止に向けた取組

①関係した児童に対して

- ・安易にいじめが解決したと捉えず、常に観察し、いじめられた児童が安心して生活できるよう見守る。
- ・人間関係づくりを育むことができるよう、意図的に活動を計画する。
- ・教育相談を継続する。

②保護者に対して

- ・日々の生活の様子を伝える。
- ・学校が取り組んでいくことを伝え、理解を得る。
- ・保護者の気持ちに寄り添い、いじめに対して毅然とした態度で望むことを伝える。

③学級、学校全体に対して

- ・ いじめは決して許されない行為であることを、道徳、学級活動などで繰り返し指導する。
- ・ 日頃から人間関係の醸成を図るため、コミュニケーション能力の育成を図る取組を意図的に行う。

5 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 学校が主体となって調査する場合の校内体制

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、「朝波小学校いじめ防止対策拡大委員会」を開く。